

# 第16回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和2年11月18日(水)

17時30分～19時00分

会場 危機管理防災センター本部会議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

## 配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）（経路別）
- 10 説明資料6 人口10万人あたりの新規陽性者数（1週間ごと）
- 11 説明資料7 発表者数と発症者数の比較
- 12 説明資料8 分科会モニタリング指標
- 13 説明資料9 各種分析資料

- 14 説明資料 10 埼玉県における Go To Eat キャンペーンの実施について
- 15 説明資料 11 埼玉県におけるイベントの実施について
- 16 説明資料 12 年末年始の行事等における感染防止策の呼びかけについて
- 17 説明資料 13 これまでのクラスター対応から得られた知見と今後の対策について
- 18 説明資料 14 福祉施設における感染防止対策
- 19 説明資料 15 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」について
- 20 説明資料 16 専用医療施設公募の採択について

## 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

### 【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長  
金井 忠男 埼玉県医師会 会長  
坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師  
松田 久美子 埼玉県看護協会 会長  
光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授

### 【県側参加者】

大野 元裕 知事  
山野 均 県民生活部長  
森尾 博之 危機管理防災部長  
山崎 達也 福祉部長  
関本 建二 保健医療部長  
加藤 和男 産業労働部長  
濱川 敦 都市整備部長  
星 永進 保健医療部 参事  
本多 麻夫 保健医療部 参事  
岸本 剛 衛生研究所 副所長

## ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県における Go To Eat キャンペーンの実施について

ウ 埼玉県におけるイベントの実施について

エ 年末年始の行事等における感染防止策の呼びかけについて

オ これまでのクラスター対応から得られた知見と今後の対応について

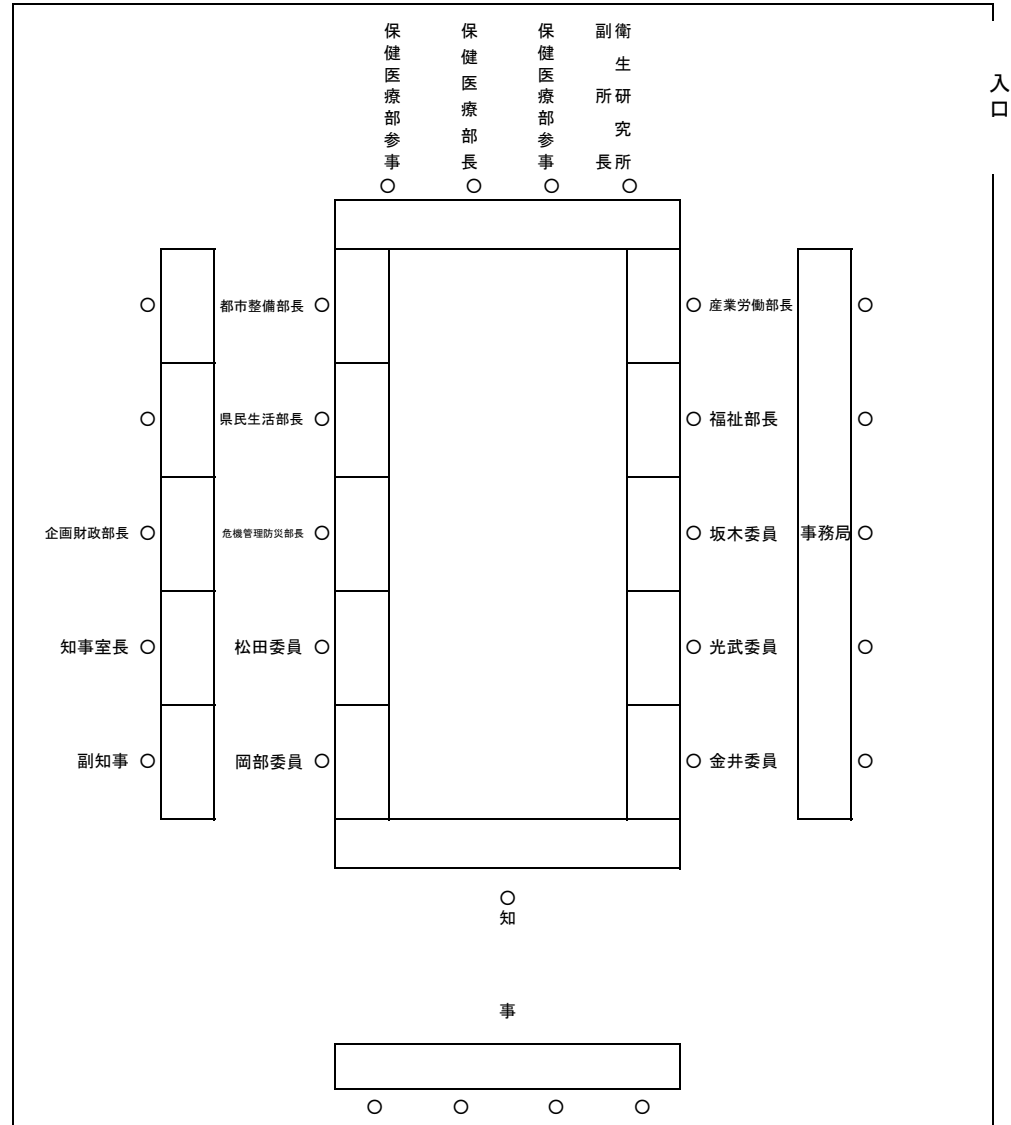
カ 福祉施設の感染防止対策について

キ 埼玉県指定 診療・検査医療機関について

ク 新型コロナウイルス感染症専用医療施設公募の採択について

# 第16回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 座席表

令和2年11月18日  
危機管理防災センター  
2階本部会議室



## 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

### (項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

### (組織)

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

### (会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

### (事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

別紙（第3条関係）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授  
<内科学（感染症・呼吸器）>

坂木 晴世 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院  
感染管理認定看護師

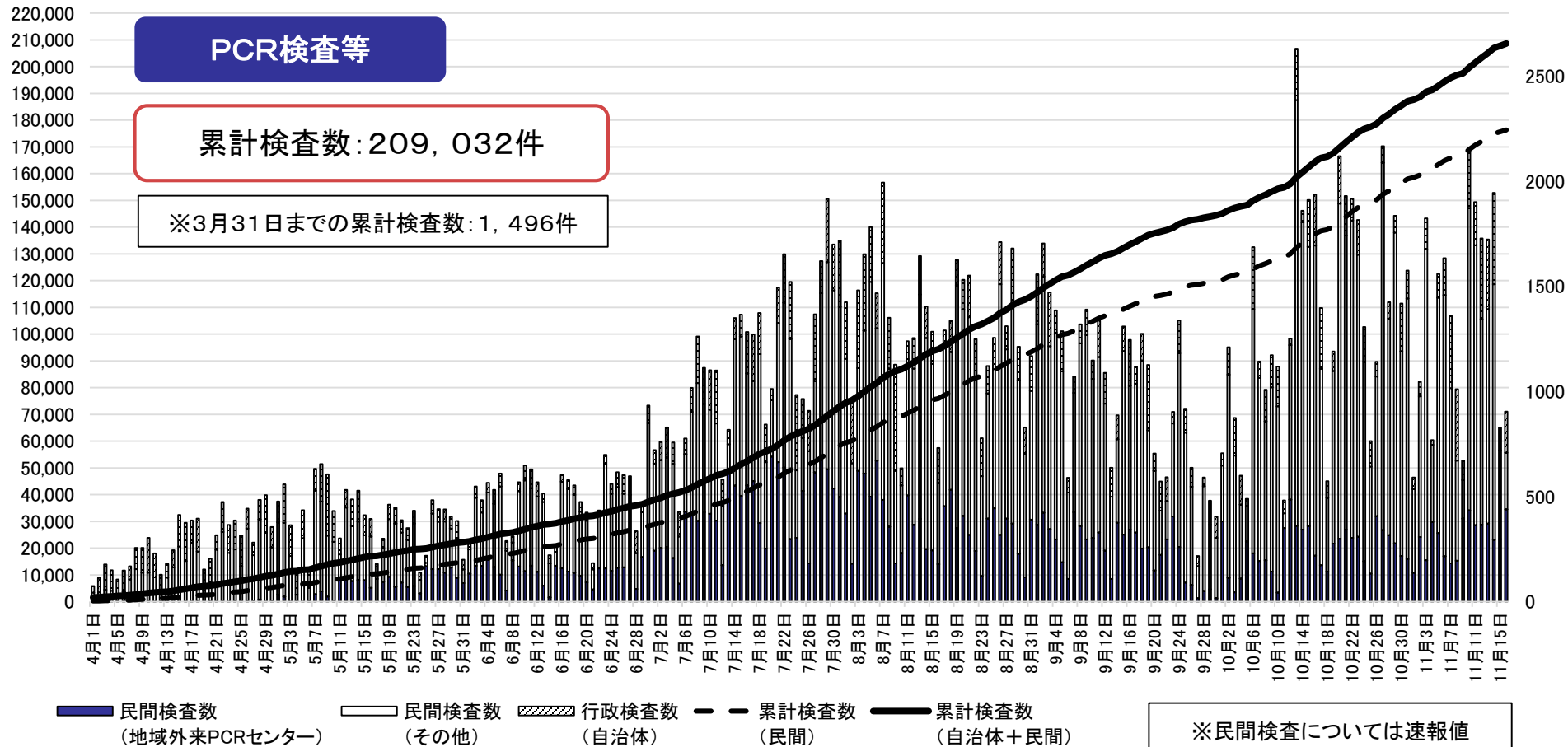
松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授  
<感染症科・感染制御科>



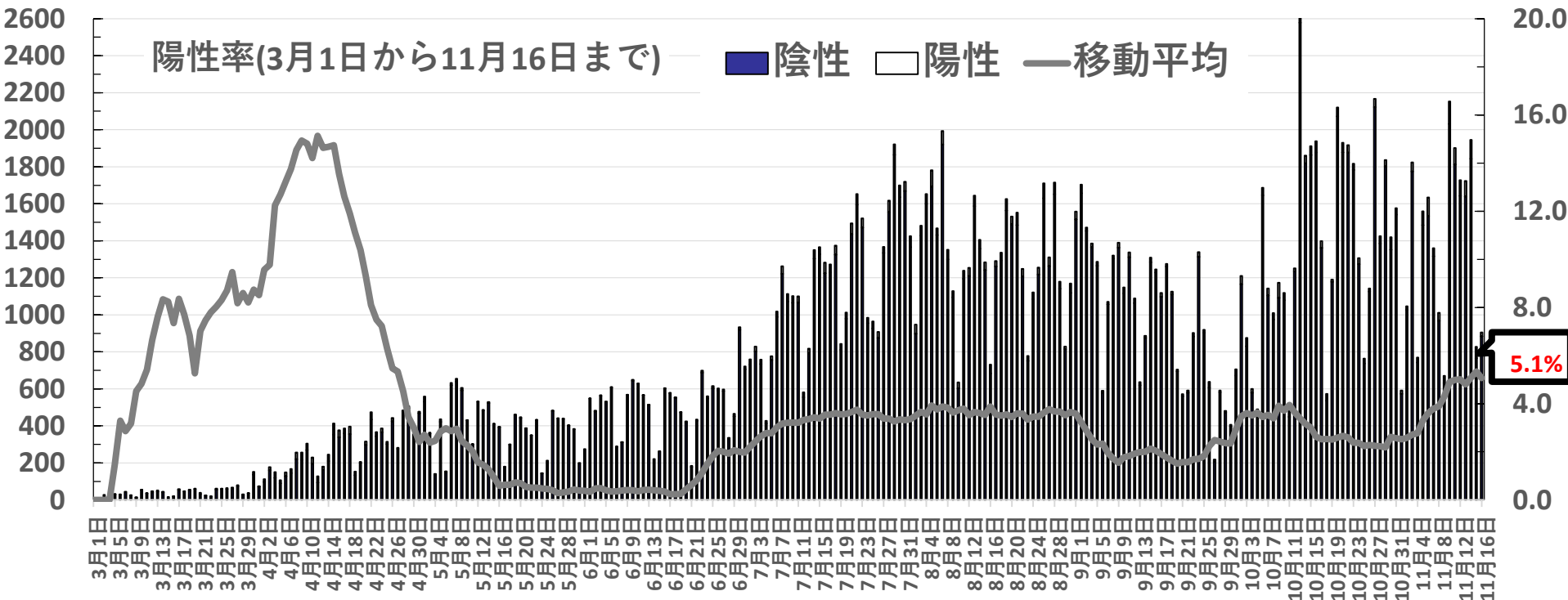
# PCR検査等の現状

資料 1



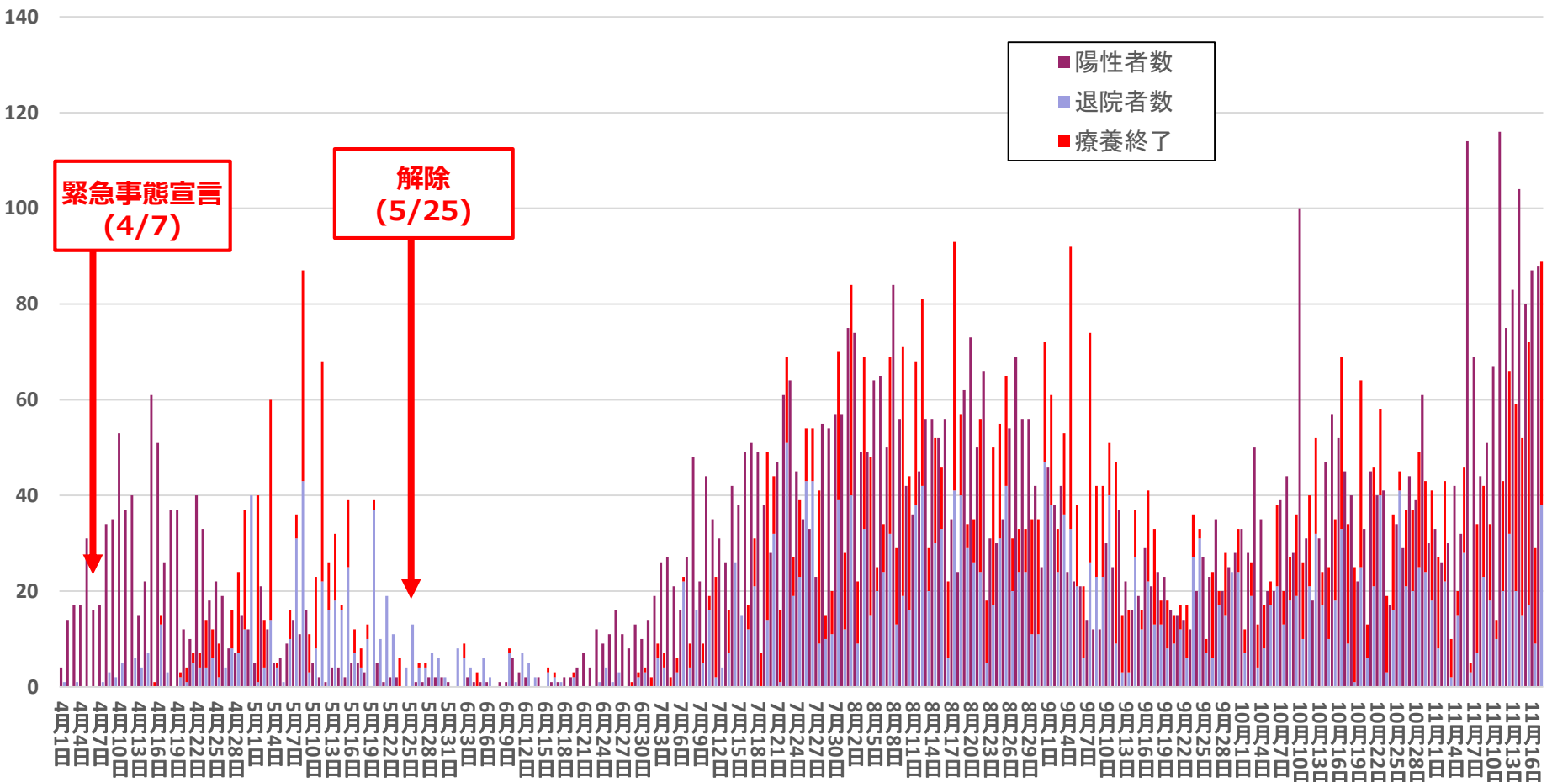
# 陽性率の推移

資料 2



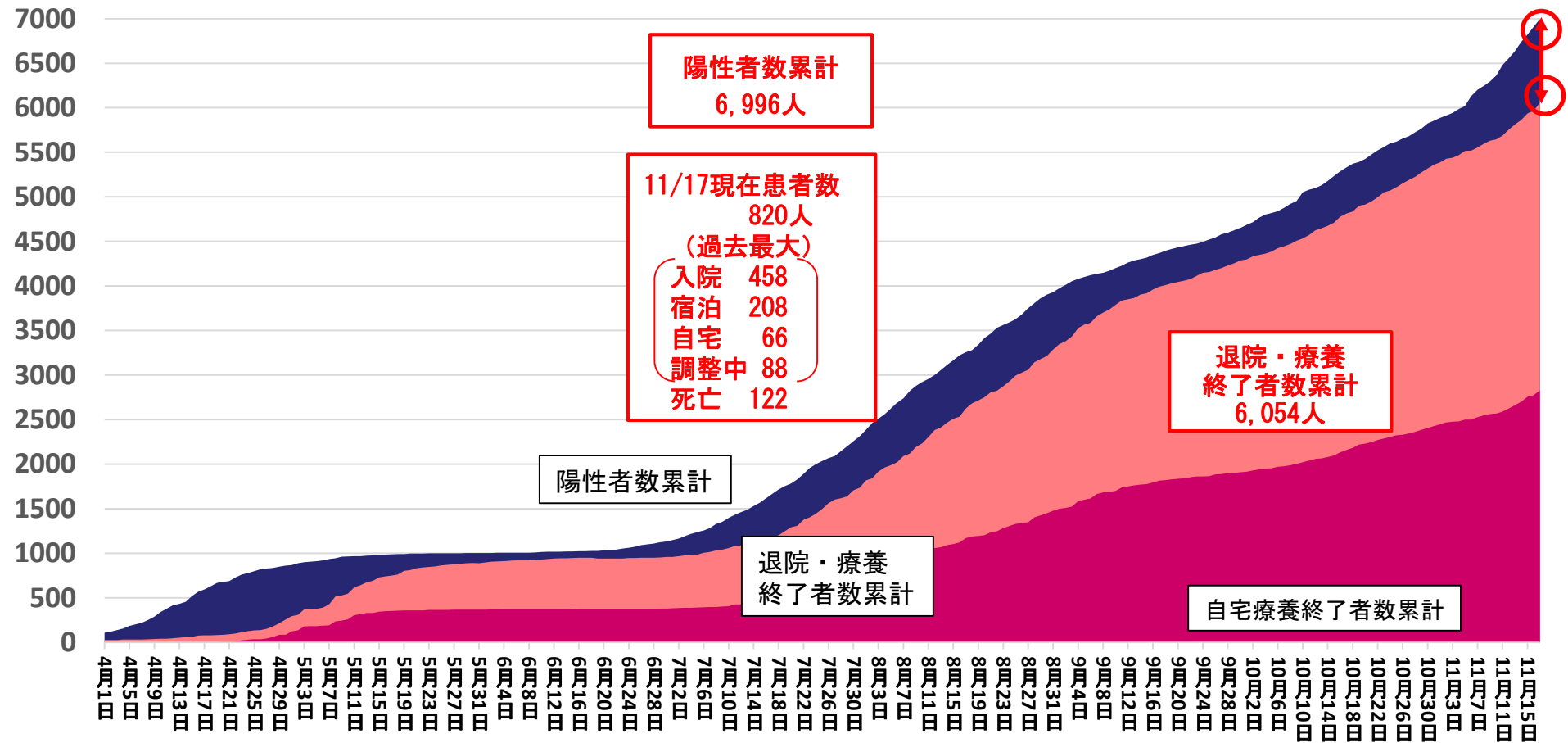
※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。  
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。  
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。  
※陰性確認のための検査は含まれていない。

# 陽性者数と退院・療養終了者数の推移(日別)



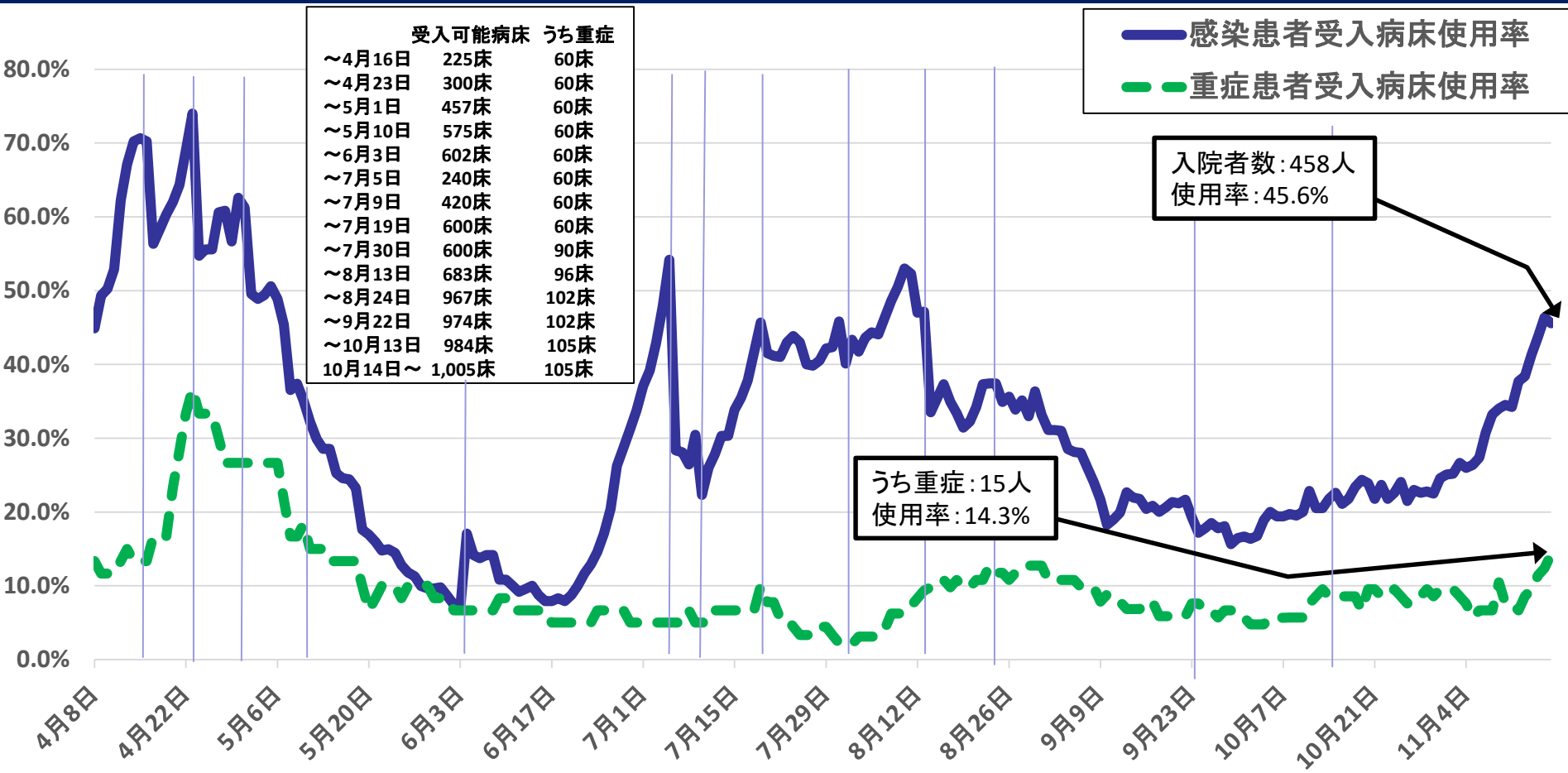
# 陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



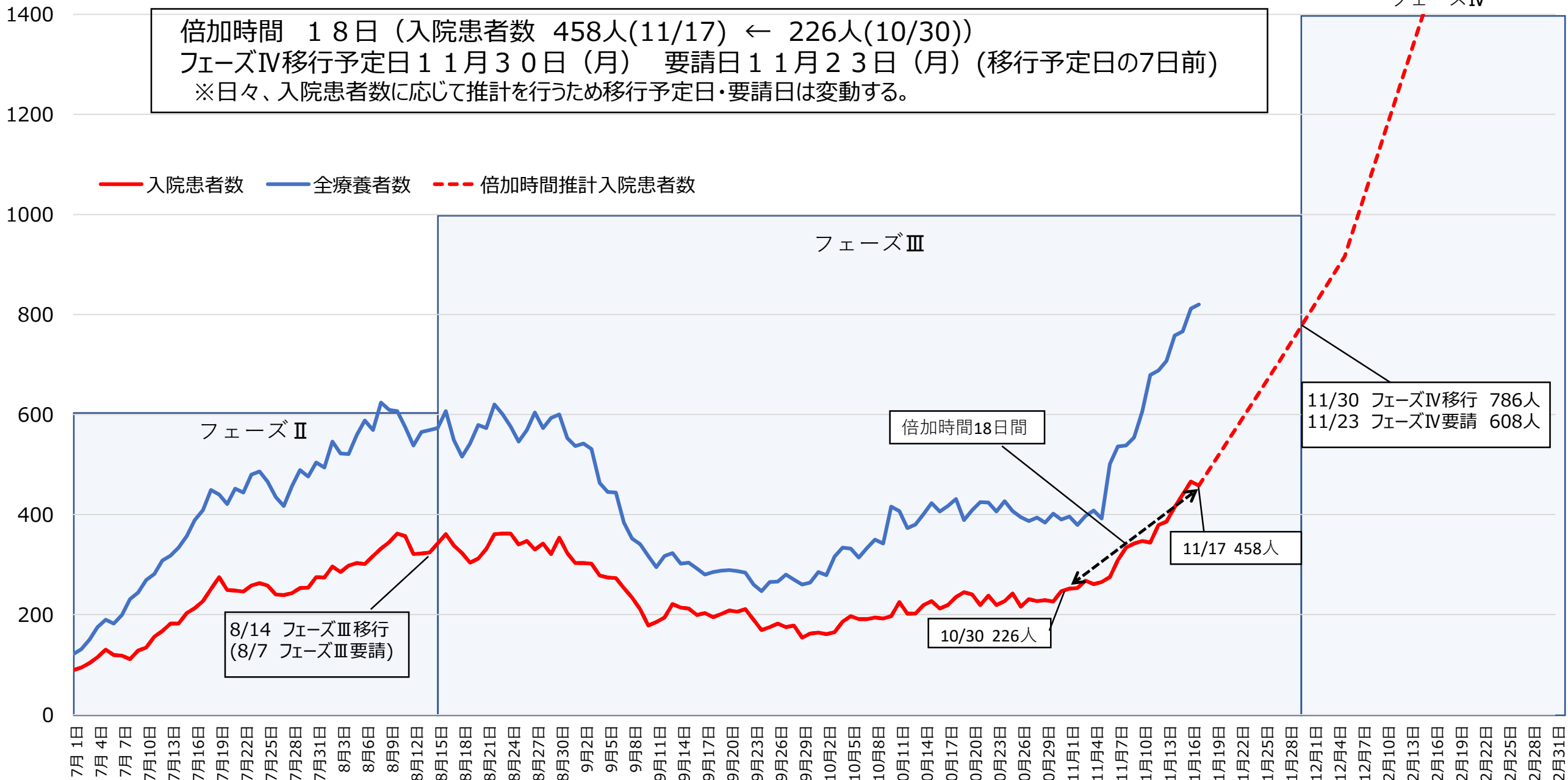
# 病床使用率の推移

資料 4



# 新型コロナウイルス感染症「入院患者数の推計」（11/18時点）

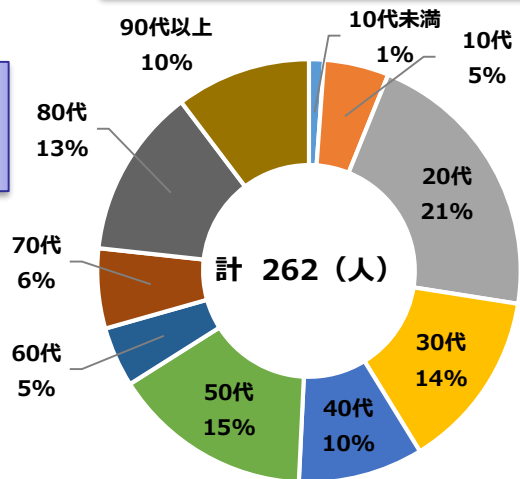
資料 4 - 1



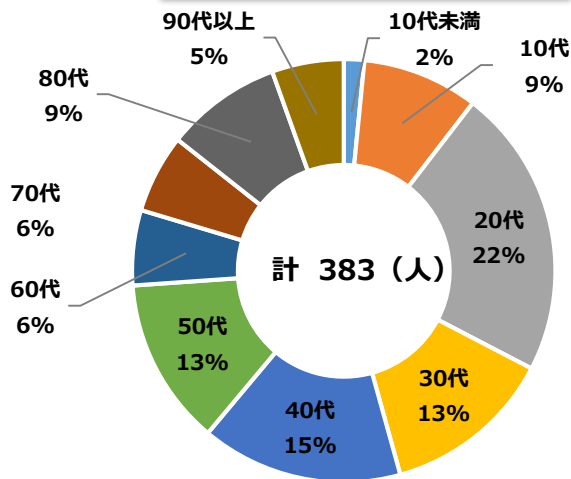
# 3週間の発生動向について(年齢別)

資料5

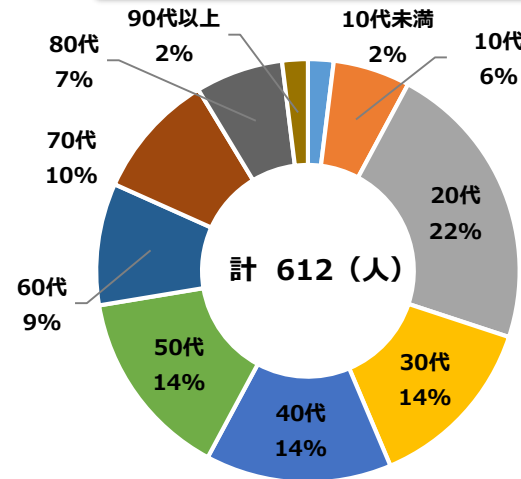
①10月27日～11月2日



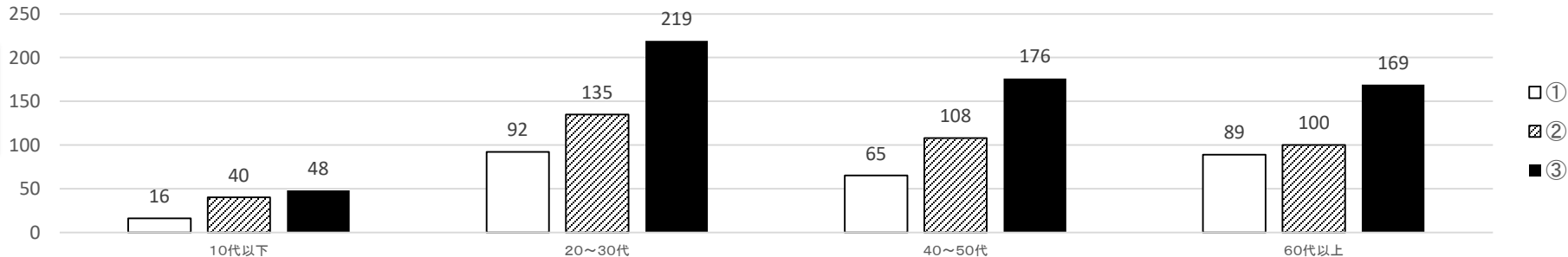
②11月3日～11月9日



③11月10日～11月16日



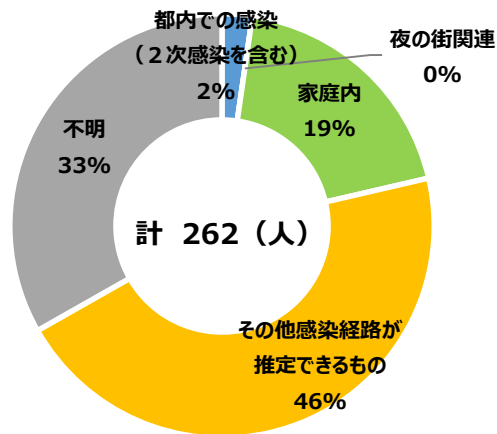
実数



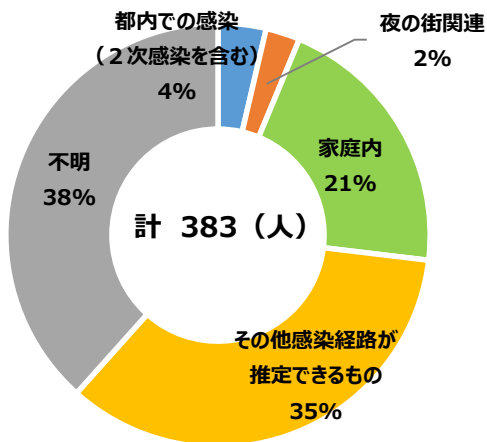
# 3週間の発生動向について(経路別)

資料5-1

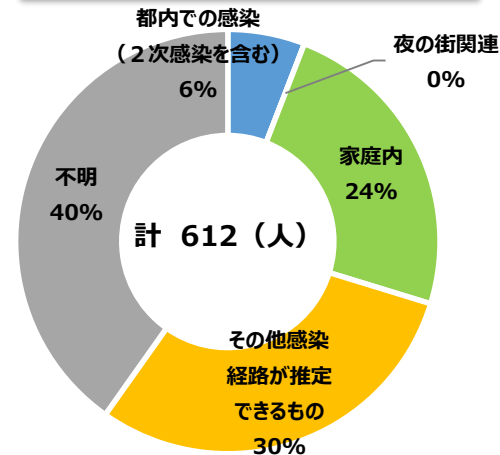
①10月27日～11月2日



②11月3日～11月9日

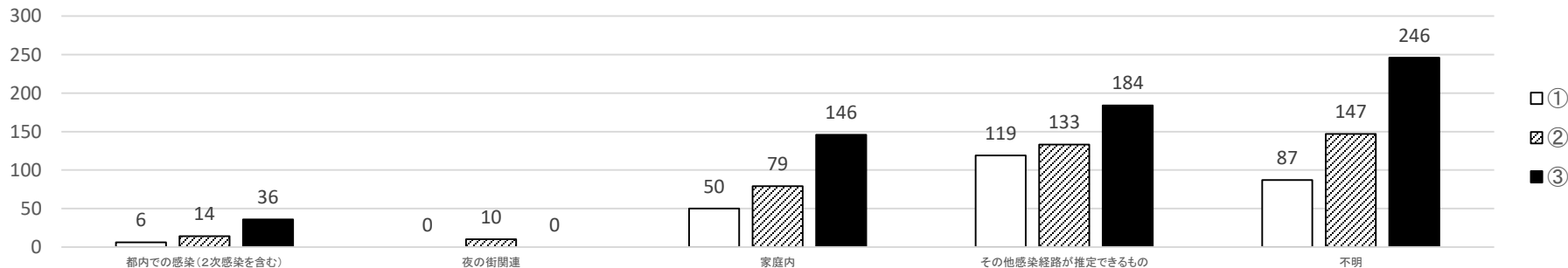


③11月10日～11月16日



割合

実数



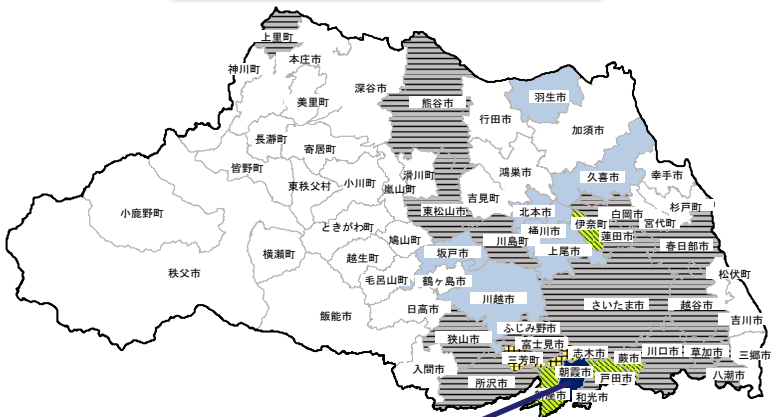
□①  
▨②  
■③



# 人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

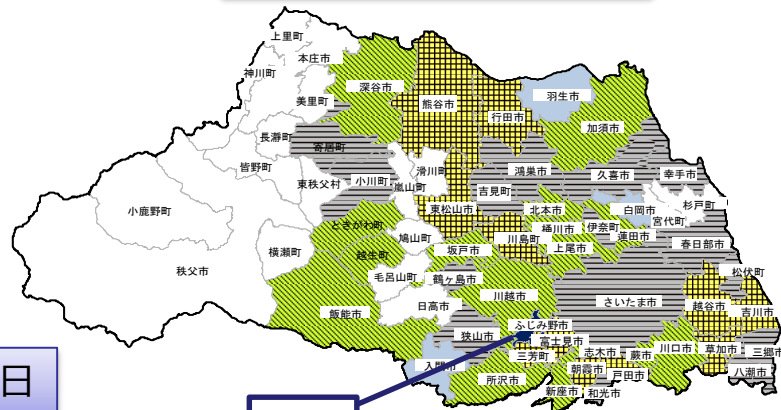
資料 6

10月27日～11月2日



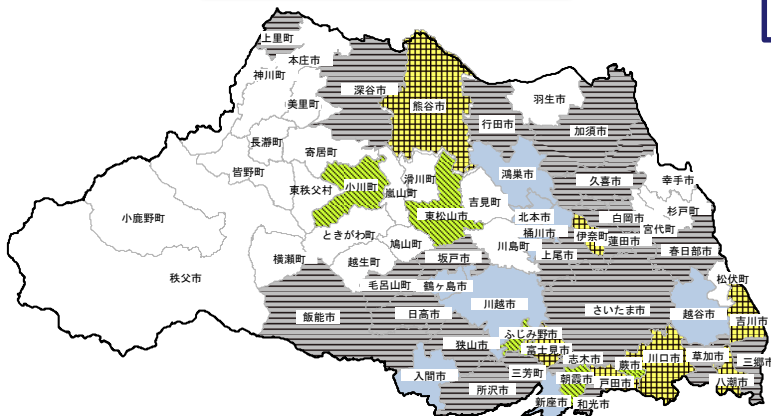
58人

11月10日～11月16日

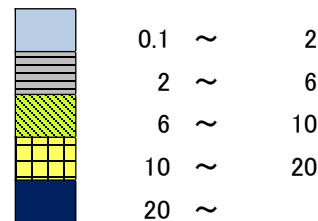


39人

11月3日～11月9日

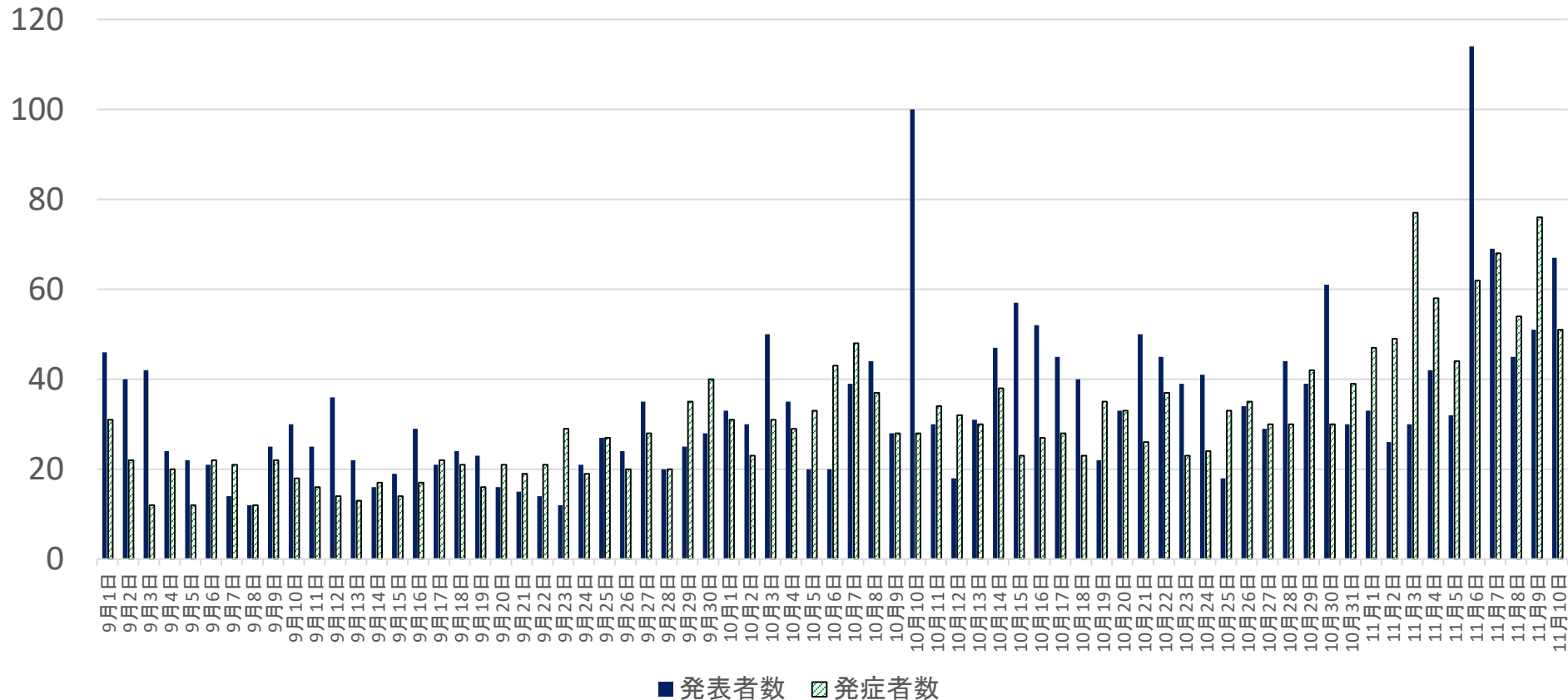


(人口10万人あたりの人数)



# 発表者数と発症者数の比較

資料 7



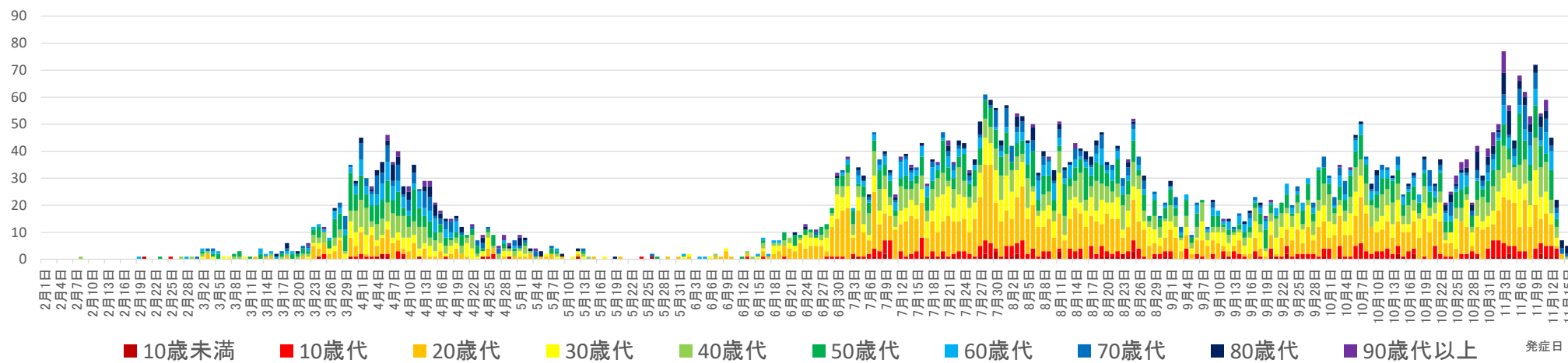
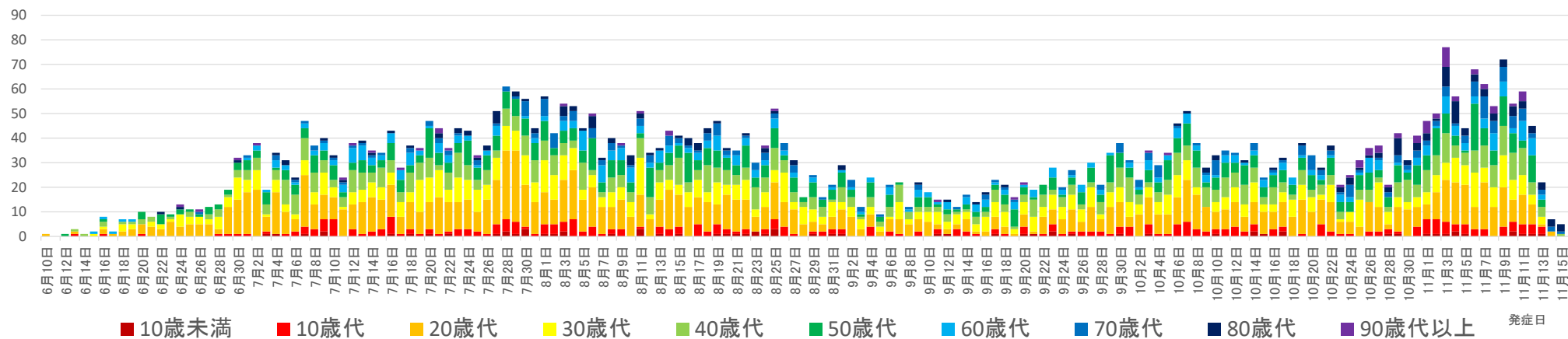
# 感染状況判断の新たな指標（1117時点）

資料8

	医療提供体制などの負荷		監視体制	感染の状況			※参考	
	病床のひっ迫具合		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と先週1週間の比較	感染経路不明割合	実効再生産数
	病床全体	うち重症者用病床						
ステージⅢの指標	①最大確保病床の占有率 1/5(20%)以上 ②現時点の確保病床数の占有率 1/4(25%)以上		人口10万人当たりの全療養者数 15人以上	10%	1週間10万人当たり 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%	計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/ その前の7日間の新規陽性者数) <sup>^</sup> (5日※/7日) ※平均世代時間を5日と仮定
ステージⅣの指標	①最大確保病床の占有率 1/2(50%)以上		25人以上	25人以上				
<b>本県</b>	① <b>32.7%</b> ② <b>45.6%</b>  最大確保病床： 1,400床 現時点の確保病床（即応病床）： 1,005床 使用中の病床： 458床	① <b>7.5%</b> ② <b>14.3%</b>  最大確保病床： 200床 現時点の確保病床（即応病床）： 105床 使用中の病床： 15床	<b>11.2人</b> <b>(820人)</b>	<b>5.1%</b> <b>(11/16)</b>	<b>8.6人</b> <b>(633人)</b> (11/11~11/17)	<b>633人</b> (11/11~11/17)  <b>419人</b> (11/4~11/10)	<b>40%</b> <b>(11/10~11/16)</b>	

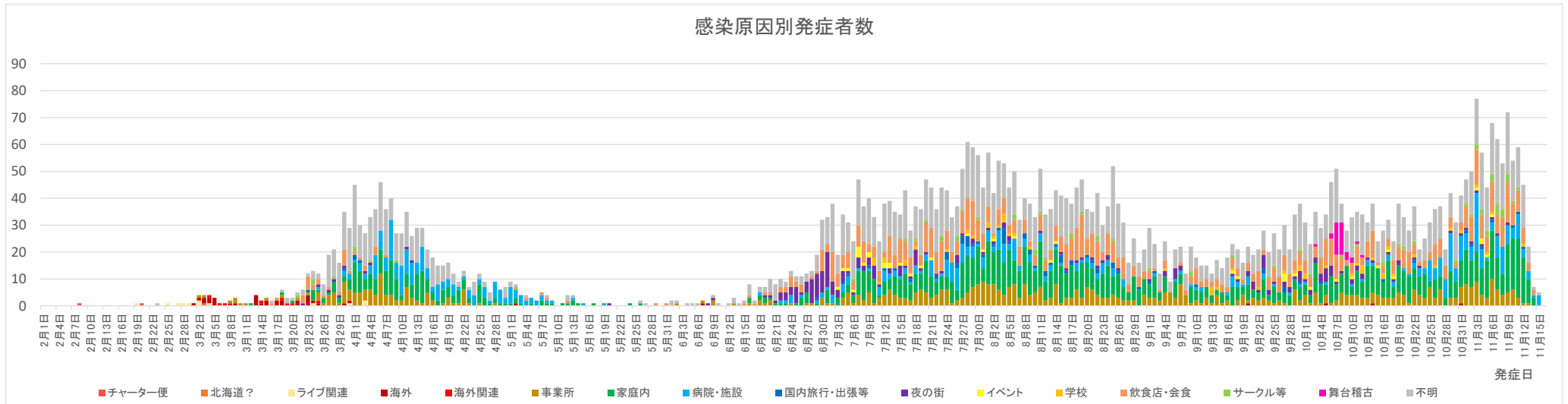
## 年齢別発症者数（発症日ベース）

年齢別発症者数

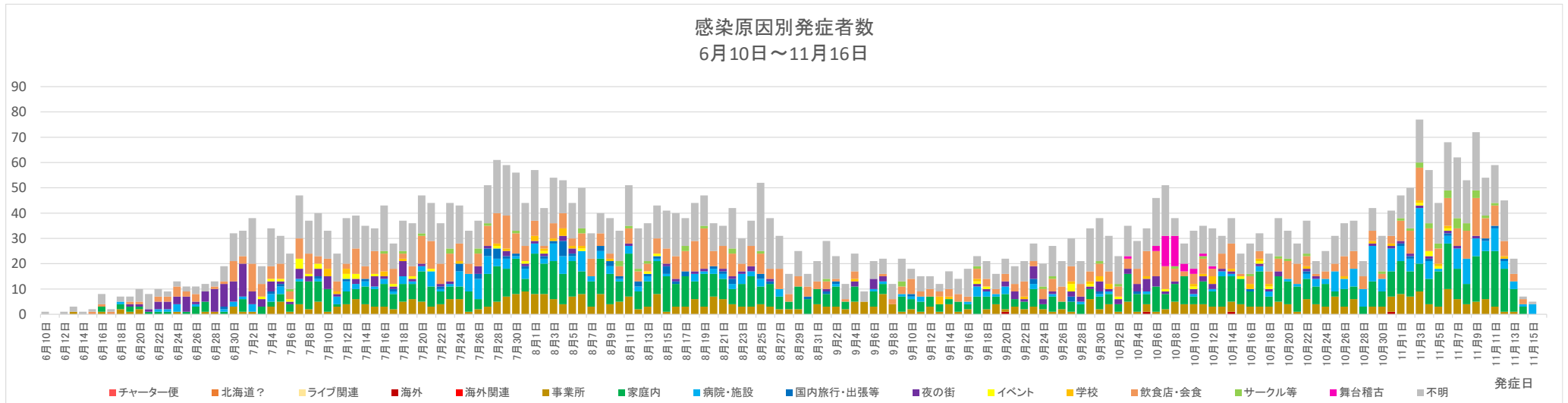
年齢別発症者数  
6/10-11/16

# 感染原因別発症者数（発症日ベース）

感染原因別発症者数



感染原因別発症者数  
6月10日～11月16日



令和 2 年 1 1 月 1 8 日

国（農林水産省）から Go To Eat キャンペーン の食事券・ポイントの利用制限について下記の方針が示され、各都道府県の判断を求められています。

については、国の方針どおり本県において実施することについて、御意見を伺います。

## 記

### 1 人 数

食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子どもを除く）以下の単位」での飲食とする。

### 2 時 期

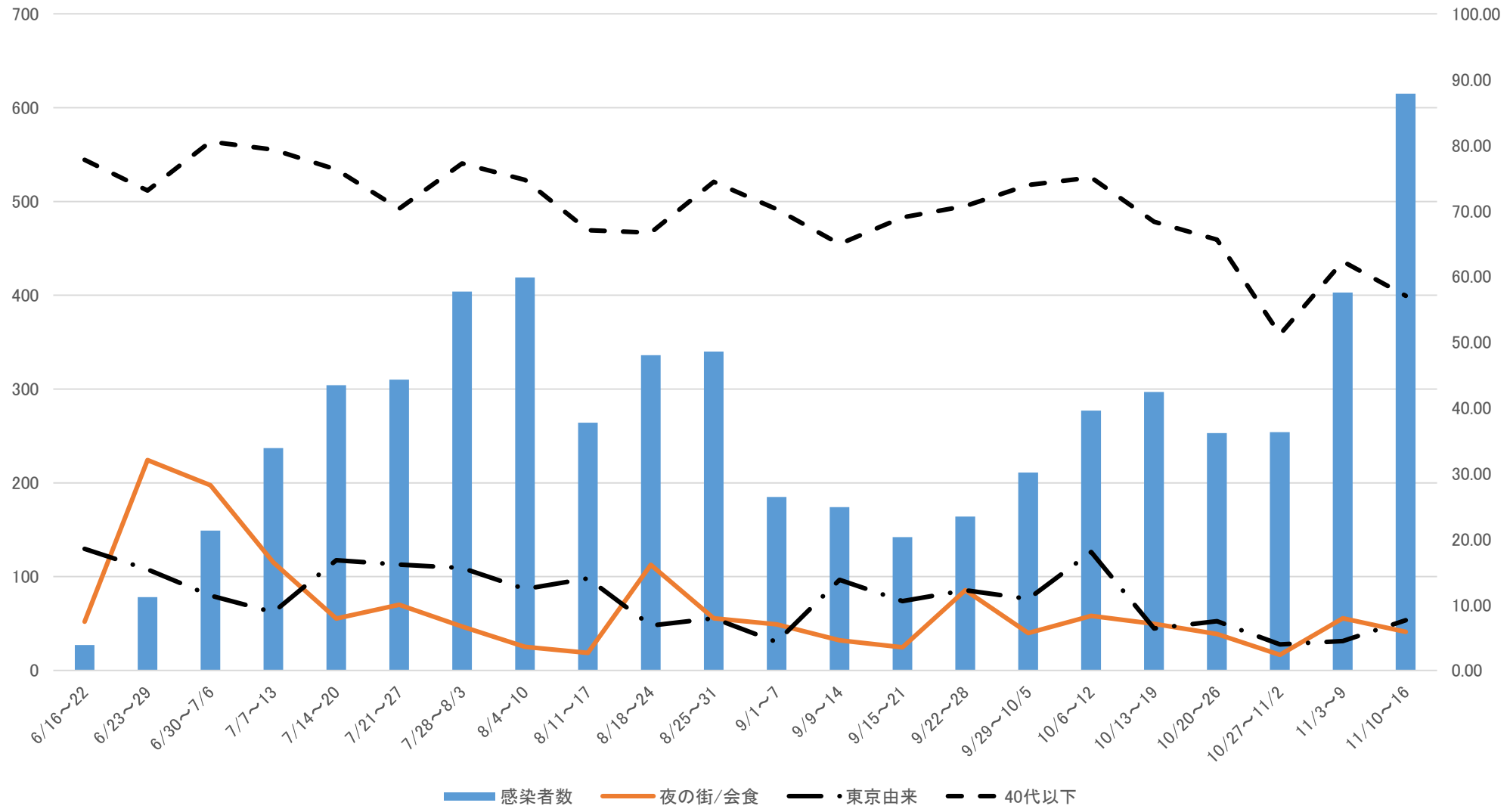
11月21日（土）から開始する。

感染拡大がみられる地域では3連休が始まる11月21日（土）から開始できることが望ましいと考える。

### 〔参考〕 Go To Eat キャンペーン について

- 感染予防対策に取り組む飲食店及び食材を提供する農林漁業者等を支援するため、国が実施するキャンペーン。
- オンライン飲食予約サイト経由で予約し来店した利用者に対し次回以降に利用できるポイントを付与する「オンライン飲食予約事業」と地域の飲食店で使えるプレミアム付食事券を都道府県単位で販売する「プレミアム付食事券事業」の二つの事業。
- オンライン飲食予約事業の概要  
開 始：10月1日  
ポイント：昼食時間帯500円分 夕食時間帯1,000円分
- プレミアム付食事券事業の概要  
開 始：10月23日（埼玉県の場合）  
食 事 券：12,500円分の食事ができる食事券を1冊10,000円で販売  
（販売予定80万冊のうち約半数は販売済み、12月1日から残り分を販売開始）  
参 加 店：約8,000店（11月13日現在）

### 6月後半以降の感染者概要 (判明日ベース)



## 埼玉県におけるイベントの取扱いについて（案）

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

県では、9月19日から11月30日までのプロスポーツイベント等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、国が示す目安を上限とし、その上で、イベント主催者や施設管理者に対し、段階的な参加人数の引き上げや開催結果の検証を踏まえた改善及び見直し内容の発表などを求めてまいりました。

国から12月1日以降の方針が示されましたので、現在の感染状況等を踏まえ、12月1日以降のイベントを下記の方角とすることについて、御意見を伺います。

## 記

## 1 期 間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）まで

## 2 内 容

## (1) プロスポーツイベント等（全国的移動を伴うもの）

ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。（※国通知）

イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること
- ・ 感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること
- ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること

## (2) その他のイベント

ア 国が示す目安を上限とする。（※国通知）

イ 大規模イベント（参加者1,000人超）では、イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること
- ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること

※ 国通知・・・令和2年11月12日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長  
「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」



12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱いを維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。  
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。

事務連絡  
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、  
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた  
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

## 記

### 1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## (1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

### ① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

### ② 収容率の目安

#### ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.(1)②ア)を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われないう場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.(1)②

ア) のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、9月11日付け事務連絡1.(1)②イ) のとおり取り扱うこと。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1.(2) のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1.(2)①に示す「十分な人と人との間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1.(3) のとおり取り扱うこと。

## 2. 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

### ③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、10月27日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

### ④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

### ⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的に行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

## (2) 都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、9月11日付事務連絡2.(1)のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまでも別紙6の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙7及び別紙8の記載事項についても留意するよう促すこと。

## (3) その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所(催物前後など)での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

## 3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和2年11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、これまでも周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記2.(1)に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記2.(2)と同様に、業種別

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

#### 4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙10に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

## (1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。</li> <li>* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。</li> </ul>
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> <li>* 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)</li> <li>* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)</li> </ul>

## (2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)</li> <li>* マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</li> <li>* 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)</li> </ul>
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗の奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避</li> <li>* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)</li> </ul>

## イベント開催時の必要な感染防止策②

### (2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li><li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li><li>・ 過度な飲酒の自粛</li><li>・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</li></ul>
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li></ul> <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li><li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励</li></ul> <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有症状者は出演・練習を控える</li><li>・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li><li>・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処</li></ul>
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li></ul> <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表</li></ul>

### (3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li></ul> <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談</li><li>・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li></ul>

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

### 具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li> <li>・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること</li> <li>・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li> </ul>
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li> <li>・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)</li> </ul>
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること</li> </ul>

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例 【別紙3】

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

## 具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・ 誘導人員の配置</li> <li>・ 時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> </ul>
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> </ul>
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

### 1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

### 2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

### 3. 大声が発生しないよう注意喚起

### 4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・ 利用する駅の分散
- ・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

### 5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

### 基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

### 感染リスク

### 感染防止策

#### 接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

#### 飛沫感染

※ 5 $\mu$ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 $\mu$ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

#### マイクロ飛沫感染

※ 5 $\mu$ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

#### (留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。



**基本的方向性**

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

**感染リスク****大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

**エビデンス・実績**

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

**必要な感染防止策**

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる**防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保  
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

**食事をする**

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館**（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・食事時の**会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外の**マスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の**短縮**
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

**参加者の自由行動を伴う**

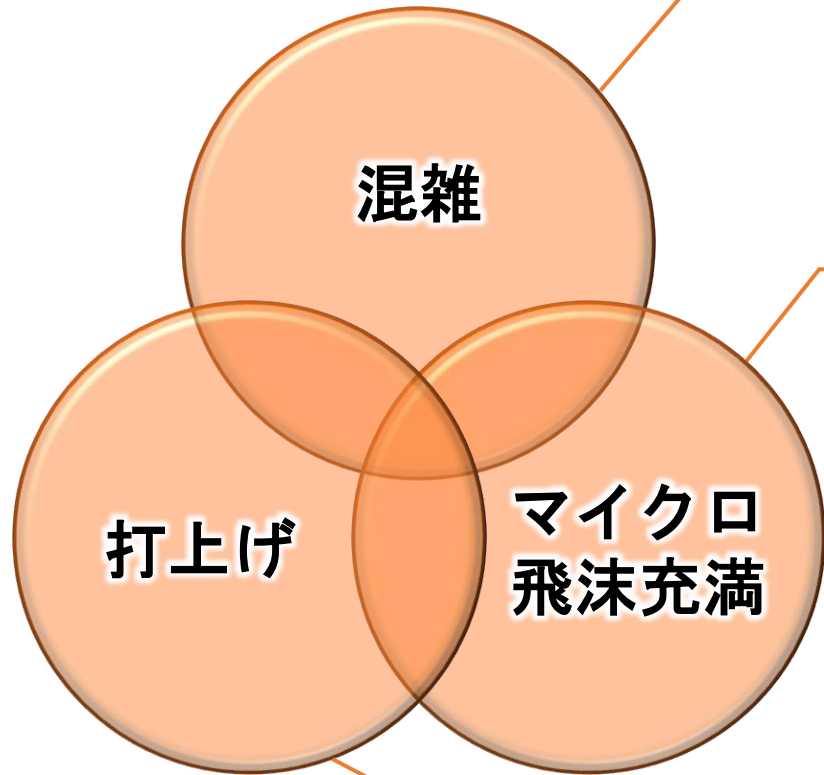
- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣**（別紙4、5）
- ・移動時の**適切な対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離**の確保
- ・飲食の**適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・**大声が発生しないよう注意喚起**

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い  
リスクが高まる場面



○想定される場面

**密接・密集** **接触・飛沫**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

**密閉** **マイクロ飛沫**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関  
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路を利用**するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

**3密** **接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





## 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

### 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保  
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

### 2. 寒い環境でも換気の実施

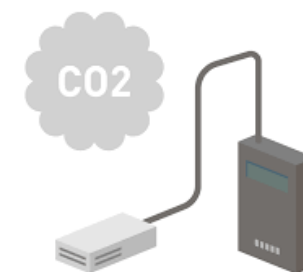
- 機械換気による常時換気を  
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で  
**常時窓開け**(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)  
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる  
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により  
1000ppm以下(\*)を維持  
\*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

### 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

#### 『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

# I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする**。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）を**100%以内**、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）を**50%以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）は、**追加的な感染防止策を前提に100%以内とする**。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、**50%以内とする**。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
<p style="text-align: center;"><b>12月1日～ 当面来年2月末まで</b></p>	<p>イベントの種類</p>	<p><b>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</b></p> <p>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等</p> <p>・<b>飲食を伴うが発声がないもの</b>（注2）</p>	<p><b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b></p> <p>・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</p>
		<p><b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><b>50% (※) 以内</b> (席がない場合は十分な間隔)</p>

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

プロスポーツイベント等の開催状況等について

資料11-2

1 感染防止対策について

	野球		サッカー		さいたまスーパーアリーナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">業種別ガイドラインの遵守徹底</span>			
	(埼玉西武ライオンズ)		(大宮アルディージャ、浦和レッドダイヤモンズ)		スポーツイベント		音楽イベント	
	感染防止対策 (NPBガイドラインにより)	現場での状況と対応	感染防止対策 (Jリーグガイドラインにより)	現場での状況と対応	感染防止対策 (業種別ガイドライン・さいたまアリーナガイドラインにより)	現場での状況と対応	感染防止対策 (業種別ガイドライン・さいたまアリーナガイドラインにより)	現場での状況と対応
入場以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPで留意事項を周知</li> <li>来場者情報の事前把握(氏名、連絡先等)</li> <li>全座席、手すり等の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPで留意事項を周知</li> <li>来場者情報の事前把握(氏名、連絡先等)</li> <li>埼玉高速鉄道の増便、有料駐車場の開設(浦和レッズのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPで留意事項を周知</li> <li>来場者情報の事前把握(氏名、連絡先等)</li> <li>電子チケットの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPで留意事項を周知</li> <li>来場者情報の事前把握(氏名、連絡先等)</li> <li>電子チケットの導入</li> </ul>	開催実績なし  【参考】 類似施設の状況 (11/3 東京都内 入場者数19,000人)  <入退場時> 時間別入退場、接触 確認アプリ導入確認、 検温、手指消毒等の 実施  <会場内> マスク着用、開演中 の歌唱・歓声は禁止 (拍手・スタンディング・ 手挙げ等は許容)  <物販・トイレ> グッズ販売はタオル のみ、トイレの待機列 における十分な距離の 確保
入場時	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った入場(約1m)</li> <li>マスク着用の確認</li> <li>消毒、検温の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密の発生なし</li> <li>マスク未着用者に注意喚起(数名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った入場(約1m)</li> <li>マスク着用の確認</li> <li>消毒、検温の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密の発生なし</li> <li>マスク未着用者に注意喚起(問題なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な間隔を保った入場 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">時間別入場</span></li> <li>マスク着用の確認</li> <li>消毒、検温の徹底</li> <li>グッズ等の事前オンライン販売推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な滞留に注意喚起(次第に解消)</li> <li>着用の徹底を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な間隔を保った入場 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">時間別入場</span></li> <li>マスク着用の確認</li> <li>消毒、検温の徹底</li> <li>グッズ等の事前オンライン販売推奨</li> </ul>	
観戦時	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った座席</li> <li>ガイドラインに沿った飲食ブース等の運営 アルコールは6回裏終了時まで販売</li> <li>応援禁止事項の遵守(歌、大声等)</li> <li>売店・トイレの待機列整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね適切に観戦</li> <li>マスク未着用者に直接注意喚起(数名)</li> <li>会場アナウンスや直接声掛け対応(大声等の応援禁止行為が発生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った座席</li> <li>ガイドラインに沿った飲食ブース等の運営 アルコールを含めた飲食物を提供</li> <li>応援禁止事項の遵守(歌、大声、指笛等)</li> <li>売店・トイレの待機列整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね適切に観戦</li> <li>特別な混乱なし</li> <li>マスク未着用者に直接注意喚起(数名)</li> <li>密の発生なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った座席</li> <li>マスク着用の徹底</li> <li>応援禁止事項の遵守(大声等)</li> <li>売店・トイレの待機列整理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">誘導員の配置</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね適切に観戦</li> <li>着用の徹底を確認</li> <li>アナウンス等により注意喚起</li> <li>密の発生なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った座席</li> <li>マスク着用の徹底</li> <li>応援禁止事項の遵守(歌、大声等)</li> <li>売店・トイレの待機列整理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">誘導員の配置</span></li> </ul>	
退場時	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った退場(場内アナウンス等で呼びかけ)</li> <li>退場ゲートの早期開放</li> <li>時差退場の促進</li> <li>西武鉄道の増便・車両の増強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密の発生なし</li> <li>退場ルートや駅前で特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った退場(場内アナウンス等で呼びかけ)</li> <li>時差退場の促進</li> <li>退場ゲートの早期開放(大宮アルディージャのみ)</li> <li>埼玉高速鉄道の増便、臨時ホーム活用(浦和レッズのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密の発生なし</li> <li>退場時や駅前で特段の混乱なし</li> <li>退場ルートや駅前で特別な混乱なし</li> <li>特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った退場(場内アナウンス等で呼びかけ)</li> <li>時差退場の促進</li> <li>利用駅分散の促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イベント後の感染防止の注意喚起</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密の発生なし</li> <li>ゲート及びコンコースで混乱なし</li> <li>駅前で特別な混乱なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>距離を保った退場(場内アナウンス等で呼びかけ)</li> <li>時差退場の促進</li> <li>利用駅分散の促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イベント後の感染防止の注意喚起</span></li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の接触確認アプリの導入と周知</li> <li>感染対策アンケートの実施及び検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ配布による周知を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の接触確認アプリの導入と周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーロラビジョン、場内アナウンスで、呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の接触確認アプリの導入と周知 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">インストールの確認を励行</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ビジョン、場内アナウンス、会場内外のポスターで呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の接触確認アプリの導入と周知 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">インストールの確認を励行</span></li> </ul>	

2 入場者数の状況

(1)実績

野球				サッカー								さいたまスーパーアリーナ							
埼玉西武ライオンズ				大宮アルディージャ				浦和レッドダイヤモンズ				スポーツイベント				音楽イベント			
日程	要請上限	チーム設定上限	入場者数	日程	要請上限	チーム設定上限	入場者数	日程	要請上限	チーム設定上限	入場者数	日程	要請上限	主催者設定上限	入場者数	日程	要請上限	主催者設定上限	入場者数
8/11～9/18 (15試合)	5,000人	5,000人	4,662人 最大4,747人 最小4,591人	8/12～9/13 (5試合)	5,000人	3,700人	2,363人 最大3,029人 最小1,844人	8/1～9/9 (5試合)	5,000人	5,000人	4,335人 最大4,435人 最小4,237人	9/27 (格闘技)	11,250人 収容率50%	5,000人	4,696人				
9/19～27 (6試合)	15,478人 収容率50%	10,000人	8,170人 最大9,471人 最小6,438人	9/23～30 (2試合)	7,750人 収容率50%	3,700人	1,614人 最大1,917人 最小1,312人	9/20～30 (3試合)	30,000人 収容率50%	7,000人	6,094人 最大5,623人 最小6,357人	10/3 (フィギュアスケート)	11,250人 収容率50%	7,000人	昼1,292人 夜1,157人				
10/6～31 (14試合)	15,478人 収容率50%	12,000人	7,723人 最大11,276人 最小4,480人	10/10～25 (3試合)	7,750人 収容率50%	6,200人	2,379人 最大3,748人 最小1,389人	10/4 (1試合)	30,000人 収容率50%	18,000人 収容率30%	9,357人								
11/1～4 (4試合)	15,478人 収容率50%	12,000人	11,041人 最大11,392人 最小10,139人	11/1～15 (3試合)	7,750人 収容率50%	6,200人	3,604人 最大3,876人 最小3,273人	10/18～24 (2試合)	30,000人 収容率50%	24,000人 収容率40%	11,347人 最大12,863人 最小9,831人								

(2)今後の方向性

野球				サッカー								さいたまスーパーアリーナ							
埼玉西武ライオンズ				大宮アルディージャ				浦和レッドダイヤモンズ				スポーツイベント				音楽イベント			
				11/21 12/2 12/13 12/20	7,750人 収容率50%	6,200人	-	11/22	30,000人 収容率50%	24,000人 収容率40%	-	12/31 (格闘技)	11,250人 収容率50%	10,000人	-	12/12～13 (コンサート)	11,250人 収容率50%	10,000人	-
								12/12,19	30,000人 収容率50%	収容率50% の範囲内 で状況 を見て判断	-					12/19～20 (コンサート)	11,250人 収容率50%	10,000人	-
																12/26～27 (コンサート)	11,250人 収容率50%	10,000人	-

R3.3まで改修工事のため、使用しない

## 年末年始の行事等における感染防止策の呼びかけについて（案）

年末年始に向けて多くの人が集まる機会や人の移動が増加することを踏まえて、以下のとおり、県民の皆様等に呼びかけることについて、御意見を伺います。

## 記

## ＜基本的なお願い＞

- ☆ 年末年始も 3 密（密閉、密集、密接）の回避を
  
- ☆ マスク着用、手洗い・手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底を
  
- ☆ 冬こそ室内の換気と一定湿度の確保を
  
- ☆ 国の接触確認アプリと埼玉県LINEコロナお知らせシステムのダブル活用を
  
- ☆ お出かけの際は、できるかぎり人混みを回避し、発熱等の症状がある場合は控えて
  
- ☆ 旅行は時期を分散し、大晦日や正月三が日は、できれば家でゆっくりお楽しみを
  
- ☆ 各企業におかれては、従業員の皆さんの休暇分散取得にご協力を

## <行事やイベントごとのお願い>

### 1 忘年会・新年会（クリスマスパーティー、カウントダウンパーティーなどを含む）

- ◆ 感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避
- ◆ 大人数・長時間での開催は自粛（終わりの時間を決めて）
- ◆ 料理は大皿ではなく、個々に
- ◆ 対面を避けた配席、一定の間隔を確保
- ◆ 大声での会話や発声は控えて
- ◆ お酒はほどほどに
- ◆ 感染防止対策を徹底できない場合、実施を自粛

### 2 帰省・旅行

- ◆ 帰省・旅行をする場合は、いつも以上の感染症対策を
  - ◇ 特に高齢者への感染に注意
  - ◇ 正月三が日を避けるなど時期を分散し、家族など小規模で
  - ◇ 大人数での会食・飲み会は自粛
  - ◇ 「新しい旅のエチケット」に留意
- ◆ 上記の対応が難しい場合は、オンライン帰省を含め、慎重に検討
- ◆ 発熱等の症状がある方は、くれぐれも帰省・旅行を控えて

### 3 初詣・除夜の鐘

- ◆ 正月三が日にこだわらない分散参拝を
- ◆ ソーシャルディスタンスを保って
- ◆ 大声での会話や発声を控えて
- ◆ 境内での飲食や食べ歩きは控えて（お持ち帰りを）
- ◆ お神札やお守りは授与所が空いている時に
- ◆ 事前にホームページ等で混雑状況の確認を
- ◆ お出かけの際は、お酒はほどほどに

#### 4 成人式

- ◆ 会場や周辺では、密にならないように
- ◆ 式の前後も、大声での会話や発声を控えて
- ◆ 式後の交流（会食・飲み会）は、大人数・長時間を避けて

#### 5 マラソン大会などのスポーツ大会

- ◆ 選手同士が密にならないように
- ◆ 着替え場所等での3密の回避
- ◆ 応援の際は、密にならないようにし、大声での声援を控えて
- ◆ 大会後の交流（会食・飲み会）は、大人数・長時間を避けて

#### 6 初売り

- ◆ 売り場や開店待ちの列が密にならないように
- ◆ 必要に応じて、入場制限を実施
- ◆ ネット販売の利用も

#### 7 賀詞交歓会など

- ◆ 会場が密にならないように
- ◆ なるべく短時間で開催
- ◆ マスクを着用、できるだけ飲食の提供は控えて
- ◆ 大声での会話や発声を控えて
- ◆ 仕事初めの行事はリモートなどの活用を

# これまでのクラスター対応から得られた 知見と今後の対策について



# 1 医療機関・福祉施設におけるクラスター

## 発生要因

- ・ 発熱等の症状に対し、感染を疑うことができなかったことによる検査の遅れ  
※ 発熱患者がいたものの持病の悪化を疑い検査が遅れたケースもあった
- ・ 手指消毒やアイガード等、基本的な感染予防策が不十分
- ・ 徘徊する患者や入所者による感染拡大
- ・ 「密」の形成
  - ①施設において多くの入所者が同じ場所で同時に食事
  - ②狭い休憩室や食堂で職員が休憩・食事 等
- ・ 人手不足やシフト制により、体調が悪くても休みを取りづらく、出勤してしまう環境

## 対策

- ・ 検温など患者や入所者の健康チェックを徹底し、早期に検査を行う
- ・ 職員の感染防止を徹底し、病院内・施設内にウイルスを持ち込まない
- ・ 研修等により感染症予防の意識を高め、手指消毒の徹底などにより院内感染・施設内感染を防ぐ
- ・ 休憩時間の分散、座る位置の工夫等で「密」を防ぐ
- ・ 体調不良の職員が休みやすい環境を作る（業務BCP策定が必要）
- ・ クラスタ発生兆候を認知したら、COVMATを早期に派遣し、助言・指導などの介入を行う

# 2 劇団におけるクラスター

## 発生要因

- ・ 密な環境における大きな発声
- ・ 発声の機会が多い人ほど、マスクではなくマウスシールドを使用
- ・ 見学者が演者の風下、近距離に着座

## 対策

- ・ 大きな会場での開催及び稽古
- ・ マウスシールドではなくマスクの着用（特に演者）
- ・ 見学者も演者と距離を取る（位置関係に注意）

### 3 夜の街(接待を伴う飲食店、スナック等)におけるクラスター

#### 発生要因

- ・ 密な環境における、大声での会話
  - ・ 短い期間に狭いエリアで複数の店を利用する者の存在
  - ・ 店が客の名簿を持たないことに加え、客は疫学調査に協力的でないケースが多く、接触者を特定するのが困難
- ※ 国の分析によれば、従業員の共同生活やいわゆる「アフター」での感染も指摘されている

#### 対策

- ・ 業界ガイドラインの徹底を図る
- ・ 店に対して顧客のリストアップを求める
- ・ 歓楽街における複数店舗においてクラスターを探知した場合には、早期に一斉検査を行う
  - 最初の陽性者を把握してから一斉検査を行うまでに約20日間を要したケースがあり、長期化の要因となった可能性がある

### 4 外国人コミュニティにおけるクラスター

#### 発生要因

- ・ 密な状態でのパーティーの開催
- ・ タバコの回し飲みなど、独自の風習
- ・ 寮などにおける共同生活
- ・ 大人数での車の乗り合わせによる移動

#### 対策

- ・ 大使館、受入管理機関、勤務先等を通じて、「3密の回避やマスクの着用など基本的な感染予防策の実施」「保健所の調査への協力」などを求める
- ・ 多言語での広報手段を充実させる

## 5 今後への教訓：10人以上のクラスター対応から見てくること

### 早期・積極的介入

- ・ 国の基準以上の積極的対応が効果を上げた  
→ 早期に拡大検査の実施を
- ・ COVMAT等の派遣は効果大だが、早期介入が不可欠
- ・ 症状等の見落としが拡大を招く  
→ まずは感染を疑う、疑ったら検査
- ・ 早期介入の施設等では短期間で封じ込め、拡大防止  
介入の遅れた施設や夜の街では検査・収集に遅れ  
→ 長期化と検査の効果低下を招かないようにすべき

### 徹底とガバナンス

- ・ 感染症拡大防止の知識と徹底で感染状況に明確な差
- ・ 体調がすぐれない者の出勤等が拡大を招く  
→ 労務管理・意識の徹底と業務BCP策定が必要
- ・ 施設等に外から持ち込まない体制の構築が重要
- ・ 就業施設内の感染防止措置の徹底が重要
- ・ 事業所のガバナンスの差が拡大防止の差に

### 協力体制の構築

- ・ 陽性者の情報提供が重要  
→ 協力が不十分な場合は店舗名等公表も辞さず
- ・ 事業所、基礎自治体、保健所、同業者等との連携が拡大阻止

### 業務外分野の対応

- ・ 特定コミュニティのパーティ・集まりが事業所外の拡大を招く  
→ 業務時間外を含めた意識の徹底が必要
- ・ 外国人コミュニティへの対応・周知に工夫が必要

### 啓発・周知

- ・ 手指消毒の徹底、防護具の適切な配備等
- ・ 密を作らない措置の徹底
- ・ マウスシールドではなく、マスクの着用を

## 1 現状

\* 令和2年11月17日現在

資料14

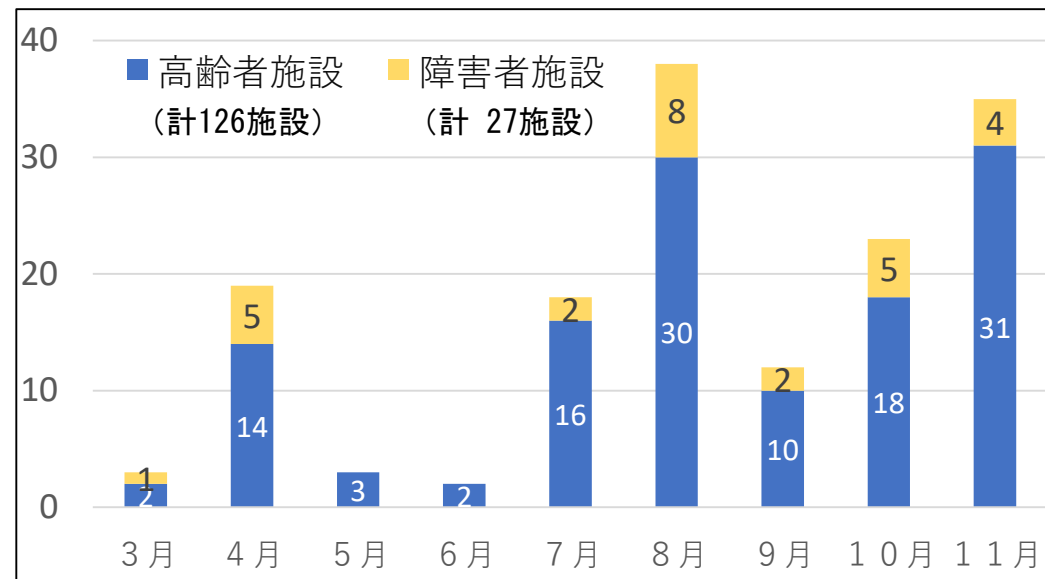
### (1) 主な福祉施設

種別	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	433	37,021人
老人保健施設	164	17,434人
有料老人ホーム	633	33,170人
サービス付き高齢者向け住宅	409	15,078人
障害児者施設	115	7,250人
計	1,776	109,953人

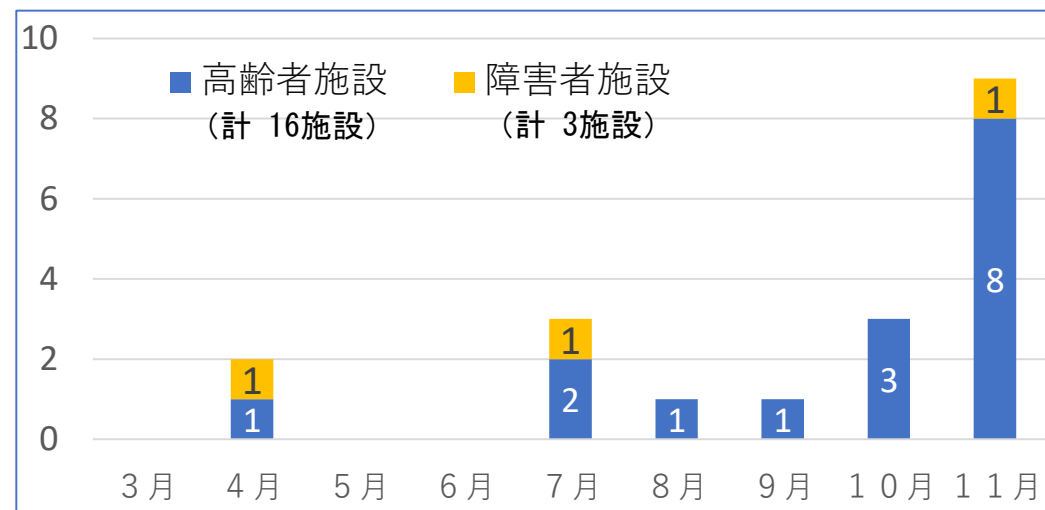
### (2) 福祉施設の利用者・職員の感染者数

	利用者	職員	計
高齢者施設	246人	174人	420人
障害者施設	30人	36人	66人
計	276人	210人	486人

### (3) 感染が発生した施設数



### (4) 5人以上の感染が発生した施設数



## 2 対策

### (1) 感染防止対策の徹底を求める通知の発出

- ・各施設に対し、利用者に発熱等の症状があった場合の速やかなケアや職員の健康管理など、感染拡大防止を徹底するよう改めて通知（11月11日発出済）

### (2) 業界団体、大手法人を集めた緊急会議

- ・福祉施設関連団体、有料老人ホーム等大手運営法人を対象に緊急会議を開催し、感染症の専門家による講義などにより必要な対策等を周知し、福祉施設における感染拡大防止対策の徹底を図る。

### (3) 動画による対策の周知

- ・2の会議での感染症専門家による講義を動画で県HPに載せて、全ての施設に周知する。

### (4) 施設での感染防止対策の自主点検

- ・2の専門家による講義を踏まえ、自主点検項目を精査し、実施する。

### (5) 感染発生施設から学ぶ課題への対応

- ・保健医療部の協力を得て、感染が発生した施設の感染拡大の経緯や課題などを収集・分析し、対応策を検討する。
- ・課題と対応を随時、県ホームページに掲載・更新し、対策のノウハウを蓄積して施設に対して提供していく。

## 3 緊急会議

### 感染発生施設 における課題

#### 日頃の健康管理

・入所者の日頃からの健康状況の把握や記録が不十分な事例が見られた。

#### ファーストケア

・入所者に発熱などの体調不良を認めただものの、基礎疾患によるものと考え、結果的に対応が遅れた事例が見られた。

・介護職員が解熱後すぐに職場復帰し、感染が広がった事例が見られた。

#### 共有スペースの分離

・食堂などの共有スペースで、多人数が同時に食事や会話をすることで感染が広がった事例が見られた。

### 業界団体を集めた 緊急会議

#### ねらい

関係団体や施設運営の責任者に直接働きかけ、危機感を共有し、実効性ある対策を徹底する。

#### 対象

老人福祉施設協議会、老人保健施設協会、身体障害者施設協議会、発達障害福祉協会、有料老人ホームの大手法人等 約30人

#### 期 日

11月25日（水）14:00～15:30

#### 会 場

埼玉教育会館（さいたま市）  
（定員の1/2以下、換気・消毒・マスク着用）

#### 内容

福祉施設における集団感染発生の課題を踏まえ感染拡大防止に向けた対策を解説する。

- ①感染症専門家（感染管理認定看護師）による講義
- ②感染発生施設の事例報告

### 傘下施設 への周知

特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

有料老人ホーム

サービス付き高齢者住宅

認知症グループホーム

障害児者施設

児童養護施設



# 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」について

資料 15

## I. 埼玉県指定 診療・検査医療機関の概要

○新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関を「埼玉県 診療・検査医療機関」として指定

(フロー)



指定数：**1,053**機関  
※11/18時点（目標：1,200機関）

## II. 埼玉県の診療・検査体制の特徴

- ① 医療機関は**原則公開**とし、患者が**直接診療所等に連絡して**受診が可能に
- ② 医療機関の不安解消のため、県・県医師会が連携し、**診療ガイドラインを作成**
- ③ 早期に申請いただいた医療機関に対し、**協力金50万円を支給**  
⇒11月27日まで申請期限を延長し、更なる担い手を掘り起こす

発熱患者の円滑な受診につながり、県民の安心・安全を確保する

## III. 今後の予定

- 12月1日から医療機関名、受付可能時間を**県ホームページに公開予定**

## 採択のポイント1

### 必要病床数(1,400床)を確保

公募開始前 1,201床  
一般病床からの転換(見込含む) 31床

新規に整備する病床数 **176床**

整備後の病床数(計) **1,408床**

#### 採択病床数

採択医療機関数：**8** (応募9)

#### 採択病床数：

新規病床数 **176床** (応募212床)

既存病院からの移設分 73床 (応募 73床)

計 **249床** (応募285床)

## 採択のポイント2

### 地域バランスの改善

人口あたりのコロナ病床数が少ない地域から採択

地域	採択数	人口10万人あたりコロナ病床数
南部	29	18.5床→ <b>19.4床</b>
西部	20	13.3床→ <b>14.6床</b>
東部	127	12.7床→ <b>19.8床</b>
北部	0	28.9床→28.9床
秩父	0	25.4床→25.4床
県全体	176	16.8床→ <b>19.2床</b>

南部：南部・南西部・さいたま・県央医療圏 西部：川越比企・西部医療圏  
東部：東部・利根医療圏 北部：北部医療圏 秩父：秩父医療圏

### (参考)募集内容

募集期間 令和2年10月15日(木)～31日(土)

病床数 新規**199床**+移設121床=合計**320床**